

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

気を付けて！ それ、 催眠商法かもしれません！

今回は催眠商法を紹介します。催眠商法とは、会場の雰囲気や話術で、「買わないといけない」と思わせるような催眠状態を作り上げて、高額な商品を買わせようとする商法です。

事例

近所の空き店舗に新しく入った店先で日用品の引換券を渡され、店内に案内された。そこでは日用品が配られ、健康について説明をしてもらった。親切に感じたので毎日のように通っていた。数日前に血管の話をした後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」と勧められ、断り切れずに13万円で購入してしまった。

注意する ポイント

- ①怪しげな会場へは誘われても近づかないようにしましょう。言葉巧みに勧誘を受けると断り切れなくなる場合があります。
- ②会場に行ってしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- ③困ったときは、町が消費者生活相談に関して広域協定を結んでいる渋川市の消費生活センターへ相談しましょう。

今年度は、「月一で学ぶ消費者のコツ」でさまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、自立した賢い消費者の育成を目指します。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

☎月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

